

田原市崋山会館の管理に関する年度協定書（案）

令和 9 年 4 月 1 日

田原市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、令和9年4月1日に、田原市崙山会館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結した基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、本施設の令和9年度の管理運営に係る年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、受注者による本施設の管理運営（以下「本業務」という。）の実施内容及び本業務の実施の対価として支払う指定管理料を定めることを目的とする。

（本業務の実施内容）

第2条 本業務の実施内容は、別途仕様書に定めるとおりとする。

（指定管理料及び指定管理料の内訳）

第3条 発注者は、受注者に金 円（消費税及び地方消費税を含む。）の指定管理料を支払う。

2 前項の指定管理料の内訳は、別紙内訳書のとおりとする。

（指定管理料の支払）

第4条 発注者は、受注者に対し、指定管理料を次のとおり年3回に分割して支払うものとする。この場合、受注者は発注者に対して4月、11月、3月に当該指定管理料の請求を行い、発注者は請求書受理後30日以内に支払うものとする。

（1）4月分 金 円

（2）11月分 金 円

（3）3月分 金 円

（定めのない事項等の協議）

第5条 年度協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、基本協定の規定に従い、判断する。

2 前項の場合において、基本協定に定めがないときは、発注者及び受注者の協議により、これを定める。

本協定を証するため、本書を2通作成し、両者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和9年4月1日

発注者（地方公共団体）

所在地 愛知県田原市田原町南番場30番地1

名 称 田原市

代表者 田原市長

受注者（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

別紙内訳書

費 目	内 容	金 額
人件費	報酬、職員給料、職員手当、共済費、福利費、臨時職員給	円
事務費	旅費、会議費、交際費、負担金、雑支出	円
事業費	需用費、役務費、委託料、賃借料、租税公課費	円
計		円